

令和8年度

大阪狭山市地球温暖化対策設備 (エネファーム,蓄電池,電気自動車等充放電設備(V2H), 電気自動車充電設備,省エネルギー型家庭用エアコン) 導入促進事業のご案内

<設置モニター応募要領>

★地域経済の活性化のため、購入及び設置工事等の際は、可能な限り市内事業者の利用をお願いします

☆本市における地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギー資源の利活用及び住宅の省エネルギー化の促進を図るため、対象の設備を設置された方にさやりんポイントの付与を行います。

募集期間・受付方法

(1) 募集期間 令和8年9月1日(火)から令和8年10月30日(金)まで

- ・設備の設置前・設置後を問いませんので、まだ設置されていない方も、この募集期間内に申し込みして下さい。(※令和9年1月31日までに対象設備の設置完了がポイント付与の条件です。)
- ・募集は先着順で行うため、付与申請が予算額(1対象設備につき3万円分のさやりんポイント×100件)に達した場合は、受付を終了します。

(2) 受付時間と場所は次のとおりです。

区分	受付時間	受付場所
平日	午前9時～午後5時30分	大阪狭山市役所 生活環境グループ (本庁舎1階)

- ・委任を受けられた代理人による付与申請も可能です。
- ・郵送による受付は行っていません。受付は上記窓口にて、直接付与申請書のご提出をお願いします。

対象者 次のいずれかに該当する人

- (1) 市内に居住し、その居住する住宅に対象設備を設置する人
- (2) 市内に新築又は取得した住宅に対象設備を設置し、自らが居住する人
- (3) 市内の対象設備付き住宅を取得し、自らが居住する人

※ エアコンは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第6条の規定により既設エアコンの処分を行い、自らが居住する住宅の既設エアコンの買い換えのため補助対象エアコンを購入し、当該住宅に設置した人に限る。

※ 住宅には、店舗等の併用住宅を含みます。

ただし、次の要件をすべて満たしている人としてします。

- ・令和8年2月1日から令和9年1月31日までに、対象設備を設置、又は対象設備付き住宅の引渡しを受けていること。
- ・設置完了後の実績報告の際、その住宅の所在地を住所とした住民登録のある個人であること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・住宅の所有者の同意を得ていること。(自己又は同居の親族の所有でない場合)

事業の対象となる設備 (未使用品であって、次の条件をすべて満たしているもの)

家庭用燃料電池コージェネレーション設備 (エネファーム)

一般社団法人燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池コージェネレーションシステムとして指定したもの

家庭用リチウムイオン蓄電池設備

一般社団法人環境共創イニシアチブが家庭用リチウムイオン蓄電池設備として指定したもの

電気自動車等充放電設備 (V2H)

一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている又は一般社団法人CHAdemo協議会の認証を受けているもの

電気自動車充電設備

一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの

省エネルギー型家庭用エアコンディショナー (エアコン) ※買い換えのみ

経済産業省資源エネルギー庁の省エネ製品情報サイトにおいて2027年省エネ達成率100%以上のもの

受け取れるさやりんポイント

1対象設備につき、3万円分のさやりんポイントカードを郵送します。

- ポイントの付与は1対象設備につき、1回限りとします。
- 過去に対象設備に対する市の補助金を受けた人(世帯)は、同一の対象設備に係るさやりんポイントの付与はできません。(世帯を別にする場合であっても、既に補助金の交付を行った対象設備も同様です。)
- 複数の異なる対象設備を設置した場合は、それぞれにさやりんポイントを付与することができますが、申請書は対象設備ごとに作成し提出する必要があります。

※ただし電気自動車等充放電設備(V2H)と電気自動車充電設備の重複申請はできません。

お申込みに必要な書類等

- (1) 大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業ポイント付与申請書(様式第1号)
- (2) 次の場合は、(1)の申請書のほかに、次の添付書類が必要です。

区 分	添 付 書 類
対象設備を設置する住宅の所有者が、申請者(設置者)本人又は同居の親族でない場合	設置等同意書(様式第2号)
手続事務を業者などの第三者が行う場合	委任状(参考様式)

- 給付申請書は、対象設備ごとに様式が異なりますので、それぞれ別紙で作成し提出してください。
 - 家庭用燃料電池コージェネレーション設備用(様式第1号その1)
 - 家庭用リチウムイオン蓄電池設備用(様式第1号その2)
 - 電気自動車等充放電設備用(V2H)(様式第1号その3)
 - 電気自動車充電設備用(様式第1号その4)
 - 省エネルギー型家庭用エアコンディショナー(エアコン)(様式第1号その5)

設置後の実績報告書の提出

ポイント付与の決定を受けた人は、令和9年2月1日（月）までに次の書類を提出してください。

- (1) 大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 対象設備の設置住宅の周辺地図、設置箇所の位置図
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書又は領収書等の写し
- (4) 対象設備の写真（カラー写真に限る。）
- (5) 販売・設置等完了証明書
- (6) 保証書の写し（納品出荷証明書でも可）
- (7) 既存の家電製品を処分したことがわかる書類（家電リサイクル券排出者控え等）の写し

※エアコンのみ

- ・申請時と実績報告の内容が異なる場合は、大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業計画変更申請書（様式第4号）の提出が必要となります。
- ・販売・設置等完了証明書は、市の指定様式により、販売事業者等に作成いただく必要があります。
- ・設置又は取得の事実を確認するため、その他の書類を提出していただく場合があります。

審査・さやりんカードの郵送

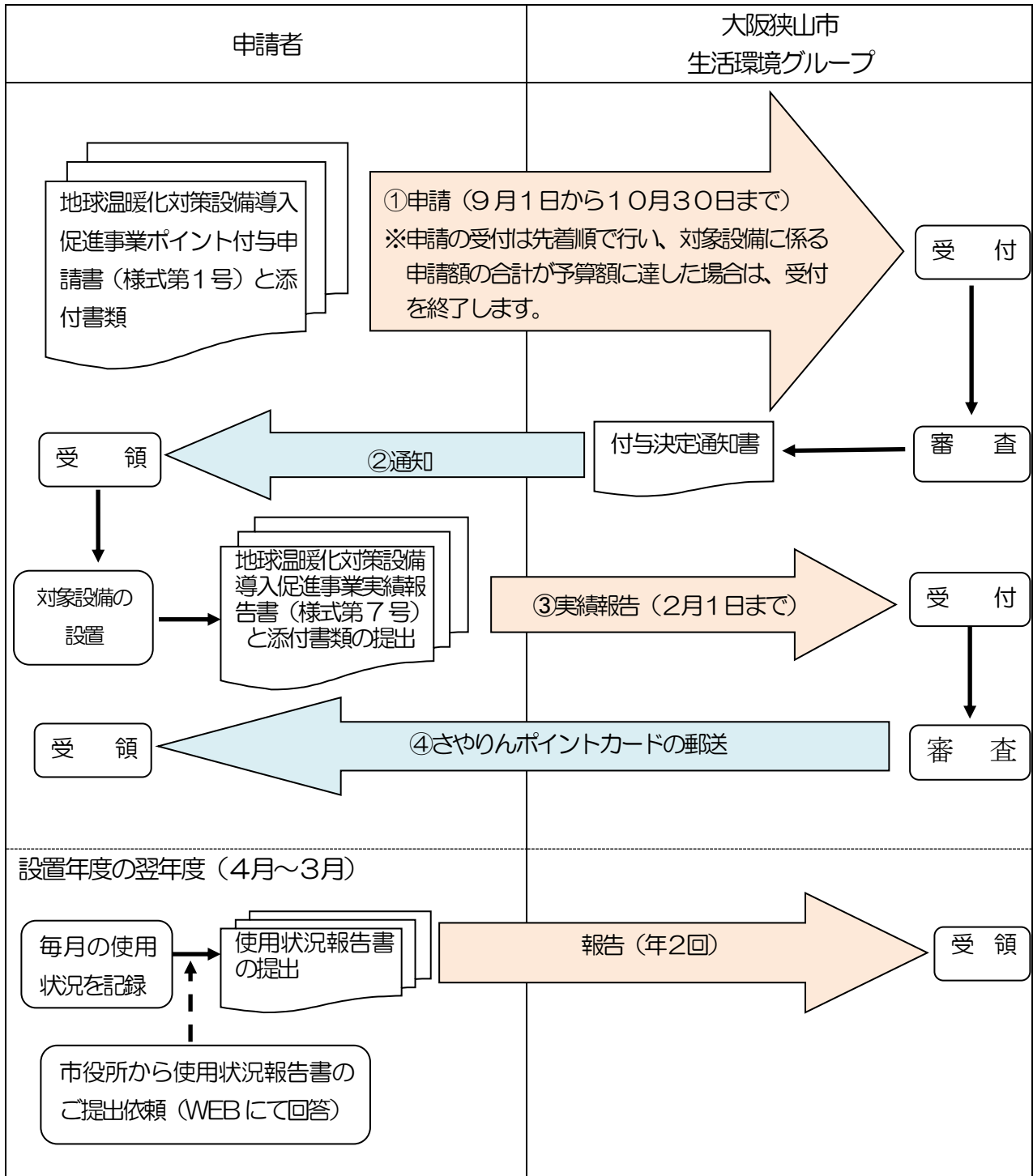
大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業実績報告書を提出後、審査を行ったのち、申請者様宛てにさやりんポイントカードを簡易書留郵便にて郵送します。

使用状況などの報告

さやりんポイントの付与を受けられた方には、対象設備の使用状況等について、ご報告をいただきます。

- ・令和9年4月から令和10年3月までの1年間、電気使用量や電気料金等の報告をお願いします。
- ・使用状況の報告はQRコードを、お手持ちの携帯電話ならびにスマートフォンで読み取りいただき、WEBにて回答をお願いします。（WEBでの回答が難しい場合は、同内容が記載された報告書をお渡ししますので、回答をお願いします。）

手続の流れ



【お問合わせ】

大阪狭山市役所 生活環境グループ 電話 072 - 360 - 4319（直通）